

公 告

平成23年 2 月28日
ひかり健康保険組合
理事長 儀同 康

平成23年度任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）について

当組合の任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）は、本年4月1日より次の額となりますので公告します。

記

1. 健康保険法第47条（任意継続被保険者の標準報酬）の規定により平成22年9月30日における全被保険者の同月の報酬月額を平均した額

288,310円

2. 1の額を標準報酬の基礎とする標準報酬月額とみなした場合の標準報酬月額及びその適用年月日

標準報酬月額上限	280,000円
適用年月日	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで

以上